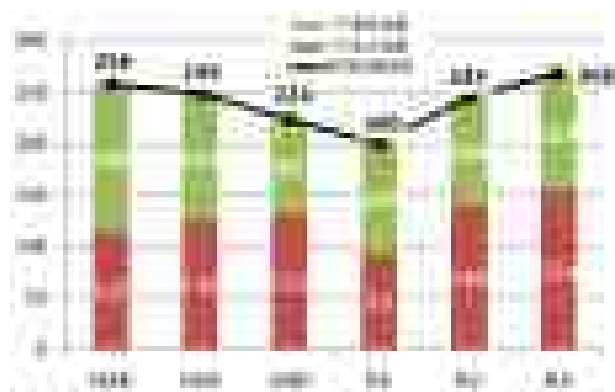


## 1 新規就農者の確保に向けた課題と目標

本県の基幹的農業従事者については、65歳以上の占める割合が年々上昇しており、平均年齢は70.6歳と全国（67.8歳）よりも高くなっています。

高齢化が進む中、次代を担う新規就農者の確保が必要不可欠となっていますが、近年は他産業との人材の引き合いの影響が続いており、雇用就農者数が減少傾向にあります。

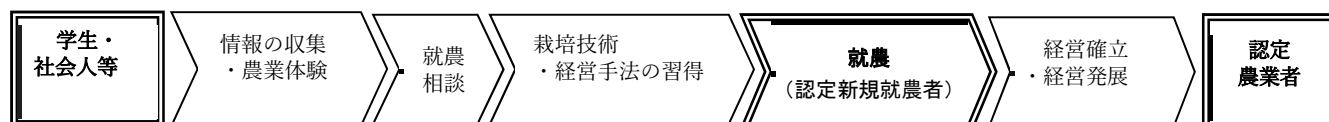
このような状況を踏まえ、本県では、継続的に農業の中核を担える者として、新規就農者の対象年齢を50歳未満と位置づけ、300人/年の新規就農者の確保を目指します。



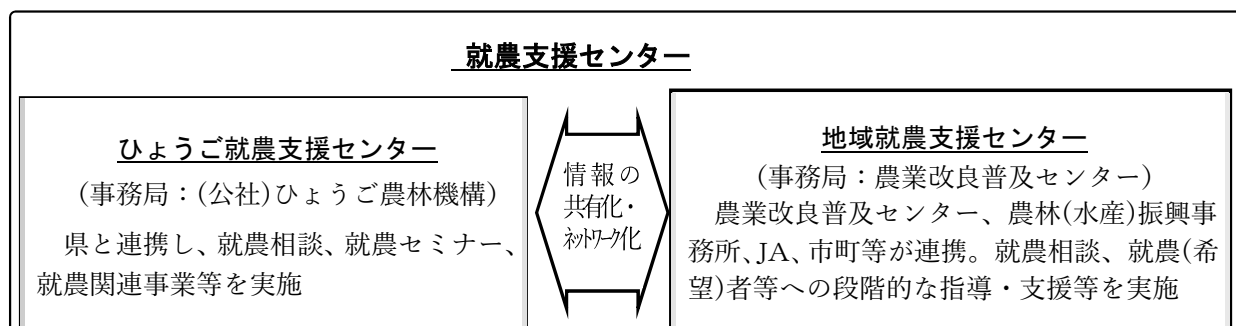
新規就農者数の推移 (単位:人)

## 2 新規就農者の確保に対するサポート内容

### 《新規就農者の育成プロセス》



### (1) 就農支援センターによる情報発信・一貫支援



就農希望者等の相談・支援のワンストップ窓口として、ひょうご農林機構及び各農業改良普及センターに「就農支援センター」を設置し（平成21年度～）、就農希望段階から就農後の経営確立まで、一貫した支援を行っています。

就農希望者向けセミナー・相談会での各種情報提供のほか、相談者の希望や状況に応じ、研修機関等の紹介、営農計画の作成支援、各種補助・融資制度利用の助言などを行っています（令和3年度からはオンライン相談も開始）。

## 3 本事業の交付対象者候補を選定するために都道府県が独自に設定する要件

特にありません。

#### 4 本事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる都道府県加算ポイントの設定

新規就農者育成総合対策実施要綱別記1の別表1の2都道府県が新規就農者に求める取組等及び兵庫県加算ポイントの各交付対象者候補への配分方法については、次表に記載のとおりとします。

サポート体制の構築	就農・定着応援プランを作成済みまたは実施年度内に作成が 確実と認められる地域での就農、就農を予定している。	4
適性把握	インターンシップ（準ずる就農体験※1を含む）研修を過 去に受けている。	3
技術研鑽	農業次世代人材投資型（準備型）の認定研修機関の研修を 終えているまたは、農業法人等での雇用（1年以上）された経 験がある。	2
就農形態	親元（一部継承含む）または、第三者継承による就農、就農を 予定している。	3
ネットワークの構築	農業青年クラブ（農協青壮年部含む）等※2に属している。	3
計		15

※1 準ずる就農体験研修とは書面による研修記録（傷害保険等に加入したことがわかるもの）で日時と内容を確認できれば、対象に含める。

※2 農業後継者育成事業にかかる青年クラブ等活動支援事業の助成実績がある組織、または地域農業後継者育成対策協議会が認める組織も対象に含める。

[参考]

## 新規就農者への一貫支援（ステップ別）

1. 就農準備	2. 就農準備 支援制度	3. 就農準備 支援制度	4. 就農準備 支援制度	5. 就農準備 支援制度	6. 就農準備 支援制度
1. 就農準備 支援制度 （就農準備 支援制度）	2. 就農準備 支援制度 （就農準備 支援制度）	3. 就農準備 支援制度 （就農準備 支援制度）	4. 就農準備 支援制度 （就農準備 支援制度）	5. 就農準備 支援制度 （就農準備 支援制度）	6. 就農準備 支援制度 （就農準備 支援制度）



就農希望者の情報収集・相談窓口等に対応した「ひょうご就農支援センター」HP